

記者発表資料
平成25年3月19日
復興庁

避難解除等区域復興再生計画のポイント

- 1 本日、「避難解除等区域復興再生計画」を内閣総理大臣決定した。
本計画は、避難対象12市町村の復興に向けて、インフラ、生活環境、産業に係る中長期的取組の方針を示すとともに、国、県、市町村の具体的取組内容を示したもの。
なお、本計画は、福島復興再生特別措置法に基づき、福島県知事の申出を受け、法定手続きにより福島県知事から提出された意見も踏まえて策定したもの。
- 2 本計画は3部構成で、「第1部 全般的事項」「第2部 広域的な地域整備の方向」「第3部 市町村ごとの計画」としている。
- 3 第1部では、復興・再生のための取組に関する全般的事項について記載した。
その中で、
 - ・「避難解除区域」「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の区域区分に応じた復興の姿や進め方を示した。
 - ・インフラ、生活環境、産業再生等の分野ごとに中長期的な取組方針を示すとともに、それに基づき実施する事業を（25年度事業を中心に）記載した。
 - ・更に、避難区域への帰還促進のための取組に加え、長期避難者の生活拠点の形成等、長期避難者の生活支援のための取組や、当該長期避難者の受入自治体の支援のための取組についても示した。
- 4 第2部では、広域的な地域整備の方向や取組について記載した。
この地域においては、依然として放射線量が高く、立入制限がされている区域が存することや、この地域の復興・再生のためには中通り等の他の地域と一体となった広域的な復興が不可欠であるため、
 - ・広域的な道路ネットワークをはじめとした広域的インフラの整備の方針と具体的取組を示した。

・加えて、医療・福祉、教育、ごみ・し尿処理等、住民の生活環境再生のため必要な取組や、産業の創出・再生のために国、県等が行う研究開発拠点整備の取組についての方針と具体的取組を示した。

5 第3部では、市町村ごとの計画を作成した。

その中では、各市町村の復興計画等を踏まえつつ、市町村の復興の姿や復興の方針を記載するとともに、それを実現するための、除染、インフラ、医療・介護、産業再生等の様々な取組を盛り込み、市町村、国、県それぞれの主体が一体的に推進することとしている。これにより、住民や企業の帰還の判断材料を提供し、帰還促進を図ることを目指している。

6 「早期帰還・定住プラン」（3月7日公表）は、住民の帰還・定住を加速化するための今後1，2年のうちに行うべき取組を中心としてとりまとめているが、今回の計画は、計画期間を10年とし、中長期的な取組方針も示すとともに、道路ネットワーク等の広域インフラ整備、長期避難者への支援、受入自治体への支援も含み、更に市町村ごとの計画を作成するなど、より長期、広範、具体的な計画となっている。

7 本計画に示した取組を着実に推進することにより、避難地域の復興・再生を加速し、一日も早く、原子力災害の被災前の住民の生活を取り戻すよう、取り組んでまいりたい。

本件連絡先：

復興庁 原子力災害復興班

担当：太田、柿沼、内田、則本、山本

電話：03-5545-7315